

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

平 成 3 0 年 1 2 月 7 日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
北 海 道 区 水 産 研 究 所 長 中 津 達 也

1 . 調 達 内 容

- (1) 調 達 物 品 及 び 数 量 小 型 貨 物 自 動 車 交 換 一 式
- (2) 調 達 物 品 の 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 納 入 期 限 平 成 3 1 年 3 月 2 9 日
- (4) 納 入 場 所 北 海 道 標 津 郡 中 標 津 町 西 9 条 南 1 丁 目 1 番 地
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
北 海 道 区 水 産 研 究 所 根 室 さ け ま す 事 業 所
- (5) 入 札 方 法 入 札 金 額 は ， 小 型 貨 物 自 動 車 (以 下 「 自 動 車 」 と い う 。)
交 換 の 差 額 と し ， 入 札 者 は ， 当 該 自 動 車 交 換 に 要 す る 一 切 の
諸 経 費 を 含 め た 金 額 を 見 積 も る も の と す る 。
た だ し ， 当 所 が 引 き 渡 す 物 品 に か か る 自 動 車 重 量 税 及 び 自
動 車 税 並 び に 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 料 の 還 付 金 ， 自 動 車 リ
サ イ ク ル 料 金 (預 託 金) に つ い て は 含 め な い も の と す る 。
入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 か ら 自 動 車 取 得 税 ， 自
動 車 税 ， 自 動 車 重 量 税 ， 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 料 及 び 自 動
車 リ サ イ ク ル 料 金 の う ち 資 金 管 理 料 金 を 除 く 非 課 税 対 象 料 金
(以 下 「 自 動 車 取 得 税 等 」 と い う 。) を 除 い た 金 額 の 1 0 0
分 の 8 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の
端 数 が あ る と き は ， そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も っ
て 落 札 価 格 と す る の で ， 入 札 者 は ， 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に
係 る 課 税 事 業 者 で あ る か ら 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず ， 見 積
も っ た 契 約 希 望 金 額 か ら 自 動 車 取 得 税 等 を 除 い た 金 額 の 1 0
8 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 に 自 動 車 取 得 税 等 を 加 算 し た 金
額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。

2 . 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3
水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- (2) 平 成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省
庁 統 一 資 格 の 「 物 品 の 販 売 契 約 」 の 業 種 「 車 両 類 」 で 「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 い ず
れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び
役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- た だ し 、 全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停
止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第
1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こ と 。

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明
書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等)
の 交 付 を 受 け る こ と 。

① 直 接 交 付
北 海 道 札 幌 市 豊 平 区 中 の 島 2 条 2 丁 目 4 番 1 号
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
北 海 道 区 水 産 研 究 所
業 務 推 進 部 業 務 管 理 課 用 度 係
電 話 0 1 1 - 8 2 2 - 2 1 7 6
F A X 0 1 1 - 8 2 2 - 3 3 4 2

② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 小 型 貨 物 自 動 車 交 換 入 札 説 明 書 宅 配 便 に
て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 住 所 、 電 話 番 号
を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。

③ メールに よる 交付 型貨物自動車交換入札説明書 メールに、
 任意希望番号を記載し、社名、担当者名、上記①にて FAX 送信するこ
 と。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に 関し 質疑 がある 場合は、平成 30 年 12 月
 14 日 まで 上記 3. アックレスは入札説明会（アドレッシング）を
 の 質 疑 を 取 り 上 げ 質 疑 が 発生 した 場合 も 随 時 受け 付け、
 て 行 う と し ても 可 能 な り。 内容 に 個人 的 な 情報 であ っ て 特 定 の 個
 よ り 入 札 申 込 み 書 に 対 し、 質 疑 を 記 述 し、 記 述 者 の 氏 名 等 の 情 報
 同 様 に 対 し、 質 疑 の 記 述 が あり、 質 疑 が 発生 した 場合 も 随 時 受け 付け、
 人 害 を 及 ぼす こと を 許 され ず、 質 疑 の 記 述 が あり、 質 疑 が 発生 した 場合 も 随 時 受け 付け、

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所
 平成 30 年 12 月 21 日 11 時 00 分
 北海道札幌市豊平区中の島 2 条 2 丁目 4 番 1 号
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 北海道水産研究所 2 階 会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
 平成 30 年 12 月 21 日 9 時 00 分
 3. ① に 同 じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった入札者であって入札説明書に定める総合評価落札方式をもって落札者を決定する。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②に該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（課長相当職以上経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を兼ねた者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、一統前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営にほかに、相談役その他のこと等により影響力を及ぼす者を含みます。※注1
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員最終職名及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高

- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、応札若しくは応募又は契約の締結を、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

交換仕様書

1. 件名 小型貨物自動車交換

2. 当所が引き受ける物品

品名 小型貨物自動車（新車・未登録に限る） 1台

使用目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所におけるさけ類ます類のふ化放流及び水産に関する技術向上のための試験、研究等の業務並びにそれらに附帯する業務に使用する。

- 仕様
- 1) グリーン購入法に定められた自動車の判断基準適合車であること。
 - 2) 4WD車であること。
 - 3) 寒冷地仕様車(北海道地区)であること。
 - 4) 変速装置はオートマチックであること。
 - 5) 荷台スペースは5.0m³以上（ワンボックスタイプ・5ドア）であること。
 - 6) 乗車定員は、2/5人乗り以上であること。
 - 7) 排気量は、ディーゼルエンジン2000CC以上であること。
 - 8) エアバック（運転席及び助手席）、ABS及び後部席にシートベルトの安全装置があること。
 - 9) 後部席は、リクライニング機能があり、ヘッドレストの装備があること。
 - 10) 運転支援システム
 - ・ 追突回避機能（自動ブレーキ）
 - 同等以上の機能を備えていること
 - 11) その他の装備品
 - ・ ドアバイザー
 - ・ フロアマット
 - ・ 荷室防水マット
 - ・ 電動格納式ドアミラー
 - ・ ナビゲーションシステム
 - ・ AM/FMラジオチューナー
 - ・ ETC車載器
 - ・ バックモニター
 - ・ イモビライザー
 - ・ ドライブレコーダー
 - ・ スタットレスタイヤ4本（ホイール付）
 - ・ スノーワイパー

3. 当所が引き渡す物品

品名	スバル フォレスタ	平成19年式
規格	SG5-122543	（釧路300つ708）
数量	1台	（走行距離 160,612km）

4. 交換場所 北海道標津郡中標津町西9条南1丁目1番地
国立研究開発法人 水産研究・教育機構
北海道区水産研究所 根室さけます事業所

5. 交換期限 平成31年3月29日

6. 特記事項

1) 契約業者は、交換後14日以内に引き取った自動車の名義変更手続きもしくは廃車手続きを行うこと。

2) 納入時まで登録手続きを完了させておくこと。なお、登録を行う際の所有者及び使用者の氏名又は名称並びに住所については次のとおりとする。

所有者 氏名又は名称：国立研究開発法人 水産研究・教育機構
住 所：神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3-3
使用者 氏名又は名称：国立研究開発法人 水産研究・教育機構
北海道区水産研究所
住 所：北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4-1

3) 購入に必要な自動車重量税・自動車取得税・自動車税を当所に代わり納付すること。

4) 購入に必要な自動車損害賠償責任保険料を当所に代わり25ヶ月分を支払うこと。また、「自動車損害賠償責任保険証明書」の保険契約者の住所及び氏名については次のとおりとする。

住 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3-3
氏 名 国立研究開発法人 水産研究・教育機構

5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、当所に代わり車庫証明の手続きを行うこと。

6) 購入に必要な「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定められたリサイクル料金を当所に代わり納付すること。

7. その他

1) 交換場所において、使用する職員に対して納入時に装備品等の使用説明を行うこと。

2) 詳細については、担当職員の指示に従うものとする。